## • 支給対象業務一覧表〈資料〉

						支	給 要	件
根拠条例	支給対象業務			コード	(日額)	週休日等(週休日、 祝日法による休日等 若しくは年末年始の 休日等)	4時間の勤務時間が 割り振られた日	その他の日
条例第15 条第1項	学校の管理下 において行う 非常災害時等 の緊急業務	非常災害時における児童、生徒の保護又は緊急の 防災若しくは復旧の業務		130	8,000	7時間45分程度業務 に従事したこと	正規の勤務時間以外 の時間のうち7時間 45分程度業務に従事	正規の勤務時間以外 の時間のうち6時間 程度業務に従事した
		被害が特に甚大な非常災害の際に、学校等に避難 している児童、生徒、地域住民等の救援業務		131	16, 000		したこと	28
		児童、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務		133	7, 500			
		記童、生徒に対する緊急の補導業務		134	7, 500			
	修学旅行、林間・臨海学校等(ボランティア活動などの社会奉仕活動、自然体験活動、その他の体験活動を含み、学校が計画・実施するものに限る。)において児童、生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの			132		7時間45分程度(就 寝時間等は含まない)業務に従事した こと	7時間45分程度(就 寝時間等は含まない)業務に従事した こと	7時間45分程度(就 寝時間等は含まない)業務に従事した こと
第3号	人事委員会が定める対外運動競技等において児 泊まりを伴う 童、生徒を引率して行う指導業務で、泊まりを伴 うもの又は週休日等に行うもの			135 -	5, 100	7時間45分程度(就 寝時間等は含まない)業務に従事した こと	7時間45分程度(就 寝時間等は含まない)業務に従事した こと	7時間45分程度(就 寝時間等は含まない)業務に従事した こと
	週休日等に行うもの		5, 100		7時間45分程度業務 に従事したこと			
	童、生徒に対す	こおいて行われる部活動における指導業務で週休日等又は4割り振られた日に行うもの		136	3, 600	正規の勤務時間以外 の時間において引き 続き4時間程度業務 に従事したこと	正規の勤務時間以外 の時間において引き 続き4時間程度業務 に従事したこと	
				137		の時間において引き 続き2時間以上3時 間程度未満業務に従 事したこと	正規の勤務時間以外 の時間において引き 続き2時間以上3時 間程度未満業務に従 事したこと	
				138	2, 700	の時間において引き	正規の勤務時間以外 の時間において引き 続き3時間程度未満 業務に従事したこと	